

任期付職員の募集（公認会計士）

防衛監察本部では、会計に関する監察及び職務の執行の適正を確保するための内部統制に関する監察の業務に従事する任期付職員（公認会計士）を募集いたします。

1 業務内容

防衛省・自衛隊の会計業務に関する監察及び職務執行の適正を確保するための監察業務。

2 募集人員

1名

3 応募資格

- (1) 公認会計士資格を有すること。
- (2) 公認会計士としての実務経験を2年以上有すること。
- (3) 任用期間中、継続して勤務が可能であること。

※ ただし、以下に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員になることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 採用形態

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の2の規定に基づき、常勤の国家公務員（防衛事務官）として採用の予定です。

※自衛隊法に基づく守秘義務や兼職制限等の他、防衛省に在職中及び離職後2年間は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条第3項に規定する業務の制限が適用されます。

5 任用期間

平成31年7月1日から平成34年6月30日まで（予定）

6 勤務条件等

- (1) 勤務地：防衛省防衛監察本部（東京都新宿区市谷本村町5-1）
- (2) 給与・手当：防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき、これまでの経歴等を勘案して支給します。
- (3) 勤務日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く）
- (4) 勤務時間：9時30分から18時15分（12時から13時までを除く）
- (5) 休暇：年次休暇、特別休暇等
- (6) 服 務：自衛隊法に定める服務規律や自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）の規定が適用されます。
- (7) 社会保険：防衛省共済組合
- (8) その他：採用後は、監察業務のため、全国の陸・海・空自衛隊の部隊やその他機関に年間約10回程度出張します。

7 応募要領

- (1) 応募方法：履歴書（写真貼付、電話番号及びメールアドレスの記載）及び公認会計士の資格を証明する書類を揃え、下記宛先まで送付してください（郵送に限る）。
- (2) 応募締切：平成31年3月29日（金）必着（応募の状況により延長あり）
- (3) 選考方法：一次選考（書類審査）、二次選考（面接試験）
※一次選考合格者のみ、二次選考の日時・場所を連絡いたします。
- (4) その他：①応募書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。
②応募書類に記載されている個人情報、本採用業務のために使用し、ほかの目的には使用いたしません。

【応募書類送付先】

〒162-8807

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛監察本部総務課人事係 あて

【問い合わせ先】

防衛監察本部総務課 採用担当 佐野、酒井

電話番号03-3268-3111（内線33032、33021）